



無灯火運転撲滅 Project



—事務所にて先輩に愚痴っている探偵、最近頭にきていることがあるようです。

「ちょっと聞いてくださいよ～。この前5限の後に大学の中を自転車で走ってたら、ライトをつけていない自転車が突然目の前に出てきて。危うくぶつかる所でしたよ」
 「おお、怪我しなくてよかったな」
 「ほんと無灯火の自転車って多いですね。まったく危ないったらありゃしない」
 「そんなに怒っているならちょっと調べてみたらどうだ」

—こうして、探偵は無灯火自転車の実態を調査することにしました…

大学近辺で、道端にじっと立ち自転車が通るたびにカウントする。
 「うう、寒い…」
 見ていると、たまにものすごいスピードで走ってくる自転車もあり、轢かれそうになったりもした探偵、寒さに凍えつつも、なんとか調査終了。

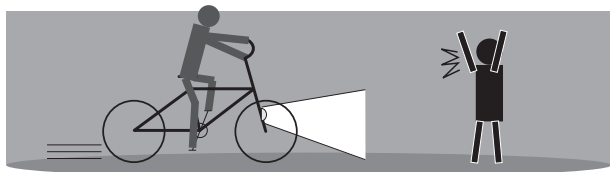
表の見方

無灯火自転車(台) / 通行した自転車(台)
 無灯火自転車の割合

～調査結果～

	京大構内	百万遍	河原町今出川
18:00～19:00	126/202 62.4%	373/596 62.6%	123/178 69.1%
20:00～21:00	80/119 67.2%	179/319 56.1%	69/101 68.3%

※調査は2003年12月に行いました



はみだし
すてーじ

授業中に寝ていたら金縛りにあった。

「こうやって見ると、やっぱりライトつけてない人って多いんですね」
 「うーむ。夜だとよく見えないし、道路交通法でちゃんと罰則も定められとるのにな」
 「警察の方はどう思っておられるんでしょうか。お話をうかがってみましょう」

—探偵は、下鴨警察署に向かいました。

下鴨警察署交通巡視員 松浦さんの話

私達の取り締まりでは、今は口頭での注意のみですが、実際には、「夜間の無灯火は5万円以下の罰金」と法的に定められています。そうやって罰則が定められているのは、自転車も車両の一種なので、事故を起こしたときにはそれなりの責任がある、ということなんです。
 それに、自転車は手軽に乗れるので軽く考えがちですけど、自転車だからいいか、と思っているとその悪い習慣が原付、自動車と続いてルーズになってしまいます。
 自転車は、車両とは言っても一番小さい車両なので、自動車からつぶされないよう、自分を発見してもらうという意味でももちろんライトは重要です。自動車の運転者からすると、自動車のライトもそんなによく見えるものではないです。故障していたらちゃんと修理しましょう。
 なかなか実際に事故を起こしてからではないとわからないことですが、京大生の方が事故に遭った、というのでも聞きますし、皆さんにはぜひ安全に自転車に乗ってほしいですね。

—探偵事務所にて

「調査完了しました。やっぱりライトはつけなくちゃいけないですね」
 「そうだな。お疲れ様」
 「ところで先輩、この間夜に附属図書館前通りましたよね。調査中に見かけましたよ。無灯火だったじゃないですか!」
 「うっ…。以後気をつけます…」 (とうめいRunner)

(工・2 三代目)